

日南市の歴史的資源を活かしたまちづくりと

文化財の総合的把握

日南市教育委員会生涯学習課

岡本 武 憲

# 目次

- 1 課題の所在
- 2 歴史文化基本構想
  - ① 文化財を総合的に把握するための方策
  - ② 伝統的建造物群と文化的景観
  - ③ 歴史文化基本構想の策定
  - ④ 社会全体で文化財を継承していくための方策
- 3 歴史まちづくり法の成立
- 4 日南市の歴史的資源を活かしたまちづくり
  - ① 飫肥の町並み保存
    - 〔伝統的建造物群保存地区と飫肥城復元事業〕
    - 〔本町通り拡幅事業〕
    - 〔その後の事業〕
  - ② 油津の町並みと堀川運河の保存・活用
    - 〔油津の歴史〕
    - 〔運河再生にむけて〕
    - 〔油津赤レンガ館買取運動〕
    - 〔堀川運河整備事業の展開〕
    - 〔近年の動向〕
    - 〔今後の展望〕
- 5 まとめ

## 1 課題の所在

平成十九年度の宮崎県文化講座において、発表の機会を与えられたため、かねてより興味があった日向国における集落史を取り上げた。実は、平成二年の宮崎考古学会例会で「日向における古代から中世にかけての一樣相—宮崎学園都市遺跡群を中心として—」と題して発表した内容を発展させて、筆者がフィールドとしている日南市周辺の集落史、すなわち現在に至る通史を描きたかったのである。これまでに蓄積のある郷土史や宮崎県史においては、現在、市内各地に見られる集落がいつの時代に現在地に集住し始めたのか、という素朴な疑問には答えてくれないし、研究の対象ともなっていないからである。

しかしながら、この問いに対する最終的な解答を得るためには、大分県豊後高田市の田染荘におけるような総合調査の手法を実施すると共に、現集落を対象として考古学的な発掘調査を実施するしかないのであるが、現実的には困難である。そこで、昭和五十年代において、宮崎県では唯一、三十万平方メートルという広大な面積を発掘調査した宮崎学園都市遺跡群の膨大なデータから、まずは古代末から中世の集落様相を抽出して、集村化する時期を見極めようとした。この時期の研究成果の一部としての土器編年は、「日向における古代末の土器—宮崎学園都市遺跡群を中心として—」として一九九一年に発表している。その後、肝心の集落史についての研究が進まないままに、今回の発表となってしまった。

今回の発表にあえてこのテーマを選んだのは、もう一つ大きな理由がある。近年、日南市におけるマンションやアパートの建設ラッシュは、それまで田園都市であった都市景観を大きく変貌させてきている。さらに、市全体では過疎高齢化が進む中で、集合住宅による市街地への人口集中は、農山村の人口減少、とりわけ若年労働者の流出を促し、中山間地域のコミュニティを崩壊させるとともに、

農山村景観の美しさを消滅させかねない。さらに、過疎高齢化とコミュニティの崩壊は、それまでかろうじて維持されてきた神楽や獅子舞などの伝統芸能や、年中行事、郷土食など、この地域が独自に育んできた個性と伝統を急速に消滅させようとしている。まさに「限界集落」である。こうした現状の中で集落史を考えることは、各地域の気候や風土に合った伝統的な住まい方である農山村集落の価値について考えることにつながる。衰退の一途をたどるかに見える農山村集落について、地域における歴史的な価値を位置付けることによって、新たな価値が見いだされて、今後の打開策のヒントにならないか。集落史研究の意義はここにあると思う。

昨今は、まちづくり、地域おこしブームである。それだけ、地域が疲弊しているのであらう。まちづくりには、地域の個性や独自性、すなわち地域の歴史的資源や文化遺産が素材となることが多い。日南市でも、昭和四十九年から「文化財保存都市宣言」を行い、飢肥城復元や九州で最初の重要伝統的建造物群保存地区選定を受けるなど、早くから、歴史的資源を活かしたまちづくりに取り組んできた自治体であることを自負している。

一方、国においても、近年になって景観法や歴史まちづくり法、歴史文化基本構想など、歴史的資源を活かしたまちづくりを推進する施策を相次いで打ち出している。幸いにも、本市では、文化庁の委託事業で、歴史文化基本構想策定のための「文化財総合的把握モデル事業」を本年度（平成二十年）から二ヶ年で実施することになった。そこで、本稿では、日南市のこれまでの歴史的資源を活かしたまちづくりの取組を振り返るとともに、文化財総合的把握モデル事業において何を指すのか、歴史的資源を活かしたまちづくりとはいかにあるべきかを考えてみたい。

## 2 歴史文化基本構想

平成十九年十月、文化審議会文化財分科会企画調査会は、最終報告書をまとめ、「Ⅰ文化財を総合的に把握するための方策」と「Ⅱ社会全体で文化財を継承していくための方策」を提言した（以下、報告書という）。これまでの文化財概念を超えて、このような提言がまとめられた理由はどこにあるのか。答申の内容に沿って、筆者なりの理解で記述したい。

### ① 文化財を総合的に把握するための方策

近年、日本社会の変容はすさまじく、地域の歴史や文化を物語るモノでありながら、その価値が認められないままに消滅してしまつたモノがいくかに多いか。例えば、歴史的な建造物であっても、文化財として指定されない限り、所有者の都合で取り壊されるのは日常である。萩や金沢などの歴史的資源を活かしたまちづくりを推進している都市においても、六年で一割近い歴史的建造物が消失している。ましてや、過疎高齢化の進む農山村部では、「問題の所在」で述べたとおり、歴史や文化を伝えてきた人そのものが存在し得ない危機にある。地域の歴史や文化を物語るモノを、個別に文化財指定しただけでは、地域の歴史や文化は伝えられない。そうした社会全体の危機意識が根底にある。

また、地域の歴史や文化、すなわち地域の個性を言い表すためには、従来の指定された文化財だけでなく、その地域の気候や地理的条件という自然環境において、人々が、長い年月をかけて生活し続けてきた営為を物語るモノすべてに「伝統的な意義と価値」があり、評価の対象とすべきである、と考える。その作業なくして、「多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用」は不可能である。報告書では「単体としては指定などの措置がなされていない文化財を含め、地域の歴史や人々の生活とのかかわりを総合的に

とらえて新たな価値を見いだすことが必要である」と述べている。

今回の報告書では、「文化財保護法に規定されている六種類（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）の文化財類型などに応じて指定・選定・登録がなされ、それ以外に埋蔵文化財、文化財の保存技術を含め、それぞれの観点から保存・活用のための措置がとられている。」ことから、大きく踏みだし、地域に存在する歴史や文化を物語るモノⅡ文化財を、歴史的、地理的関連性等に基づいて、「関連文化財群」として捉えることを提言している。文化財保護行政が、現在の社会状況にに応じて、その役割をまちづくりの原点に位置付けた、と評価したい。

### ② 伝統的建造物群と文化的景観

これまでも、文化財を単体ではなく、総体として捉えることがなかった訳ではない。昭和五十年の文化財保護法改正による「伝統的建造物群」においては、保存計画を作成し、歴史的風致を構成する要素としての伝統的建造物や工作物などを、保存物件として保存していく方策がとられてきた。すでに、全国で八十三箇所が重要伝統的建造物群として選定されており、日南市飢肥では、地方における小規模な城下町の歴史的風致をよく残しているとして、九州で最初の選定を受けた。さらに、平成十八年の文化財保護法改正では、人が営為として長年にわたり自然に働きかけて、生み出した景観を「文化的景観」として、文化財の概念として捉えるようになった。すでに、全国で八箇所が重要文化的景観に選定されている。

「伝統的建造物群」と「文化的景観」のいずれも、まず、市町村が条例によって文化財として保存・活用することを決定し、都市計画法や景観法による地区決定も併せて行うことが前提となる。さらに、人の生活の場と多種多様な文化財を包括して保存地区を設定し、人が関わった自然環境とそこで生み出された人の所産である建造物等を保存・活用することを最終目標としている。とりわけ、全